

第 2 次岐阜県廃棄物処理計画 改定の概要

1 概要

(1) 改定の趣旨

本計画は、平成28年度における中間見直しをあらかじめ規定しており、計画の進捗状況や新たに生じた課題を踏まえて、計画期間後半の取組方針と具体的な施策を定めるため、計画の改定を行った。

＜第 2 次岐阜県廃棄物処理計画（現行計画）＞

策 定：平成 24 年 3 月

主な内容：廃棄物の減量化及び適正処理の推進を図るための基本方針として策定。

「循環型社会の形成」「生活環境の保全」「不適正処理対策の推進」を施策の柱としている。

(2) 計画期間

平成 24 年度～平成 32 年度（平成 28 年度改定）

(3) 計画の位置付け

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第 5 条の 5 に基づき、環境大臣が定める基本方針（以下「国の基本方針」という。）に即して定める計画。

2 第 2 次岐阜県廃棄物処理計画の進捗状況

(1) 廃棄物の減量化の状況

○一般廃棄物（平成 26 年度）

（単位：千トン）

年 度	平成 21 年度 (基準年度)	平成 26 年度 (直近の実績値)	平成 28 年度 (中間目標)
排出量	736	681	699
再生利用率（量）	23%(168)	20%(136)※	25%(175)
最終処分量	59	60	48

（出典：平成 26 年度一般廃棄物処理事業実態調査）

※再生利用量(率)には、民間事業者が設置した資源回収拠点等での回収量が含まれていない。

○産業廃棄物（平成 26 年度）

（単位：千トン）

年 度	平成 20 年度 (基準年度)	平成 26 年度 (直近の実績値)	平成 28 年度 (中間目標)
発生量	3,878	3,934	3,900
資源化率（量）	42%(1,640)	51%(2,014)	47%(1,833)
最終処分量	126	126	111

（出典：平成 27 年度産業廃棄物処理実態調査）

(2) 課題

計画の改定にあたり、計画期間前半（平成 24～27 年度）における取組みについての検証結果や計画策定後の法改正等の動向から、施策ごとの課題をまとめたところ、次の課題が明らかとなった。

(取組方針 1) 循環型社会の形成

○ごみ減量化の推進

生活系ごみは減少しているが、ごみ減量化に関する県民の意識を高めるための取組みの継続が必要である。また、国の基本方針の改定(平成 28 年 1 月)を踏まえ、2 R (リデュース・リユース) の取組み強化、食品ロスの削減に向けた取組みを強化する必要がある。

○リサイクルの推進

資源回収や再生利用等の仕組みは県内に拡大し、事業者のリサイクルの取組みも進んでいるが、製品の広い範囲での利用拡大に向けた取組みが必要である。また、小型家電リサイクル法(平成 25 年 4 月施行)や国の基本方針の改定を踏まえ、廃家電製品や小型家電製品の回収体制の整備に努める必要がある。

○一般廃棄物の適正処理

適正な処理体制は確保されているが、処理施設の耐震化、熱回収・発電等のエネルギー回収、資源化の促進に向けて、支援の継続が必要である。

○産業廃棄物の適正処理の推進

排出事業者・処理業者の法令遵守や適正処理意識は高まっていると考えられるが、一層の徹底に向けた取組みが必要である。また、平成 28 年 1 月に発覚した廃棄食品の不正転売事件を踏まえ、検査体制の強化等、現時点で可能な取組みを進める必要がある。

加えて、P C B (ポリ塩化ビフェニル) 廃棄物の期限内処理や水銀廃棄物など、有害廃棄物の適正・確実な処理に向けた対策を進める必要がある。

(取組方針 2) 生活環境の保全

○環境美化運動の推進

環境美化運動への参加人数は増加傾向にあり、浸透が進んでいると考えられるが、継続的な取組みが必要である。

○災害廃棄物処理対策の推進

「岐阜県災害廃棄物処理計画」(平成 28 年 3 月策定)を踏まえて、大規模災害時に迅速に処理を開始できるよう、県・市町村一体となった備えの強化や、国・近隣県・関係団体との連携強化を図る必要がある。

(取組方針 3) 不適正処理対策の推進

○不法投棄等の不適正処理対策の推進

不適正処理の件数は、減少傾向にあるが、小規模な事案は、依然として後を絶たない状況にある。手口の悪質・巧妙化等、全容解明や原状回復に時間を要する事案も少なくない。このため、「早期発見・早期措置」を基本とする対策の継続が必要である。

3 目標

廃棄物の減量化の状況や課題を踏まえて、廃棄物の減量化や適正処理に関する施策を推進するため、計画最終年度における目標を次のとおりとする。

(1) 一般廃棄物

(単位：千トン)

項目	平成 26 年度 (直近の実績値)	平成 32 年度 目標値
排出量	681	618
再生利用率 (量)	20% (136)	27% (167)
最終処分量	60	42

<改定の考え方>

排出量	新たな課題（食品ロス削減等）への積極的な取組みと県民・市町村・事業者などの取組みの支援により、国の基本方針で示された目標達成を目指す。
再生利用量 (率)	県民一人ひとりができる取組（分別等）の支援や県民・市町村・事業者などの取組みの支援により、国の基本方針で示された目標達成を目指す。
最終処分量	排出削減や再生利用増加の取組みや市町村の最終処分量削減の取組みの支援により、現計画の平成 32 年度目標の達成を目指す。

●国の基本方針（参考）

平成 32 年度排出量を平成 24 年度比で 12%削減、平成 32 年度再生利用量の排出量に占める割合を 27%、平成 32 年度最終処分量を平成 24 年度比で 14%削減とする。

(2) 産業廃棄物

(単位：千トン)

項目	平成 26 年度 (直近の実績値)	平成 32 年度 目標値
発生量	3,934	3,900
資源化率 (量)	51% (2,014)	56% (2,184)
最終処分量	126	105

<改定の考え方>

発生量	排出事業者の発生抑制に向けた取組みの支援により、現計画の当初目標の達成を目指す。
資源化量 (率)	排出事業者や処理業者の資源化に向けた取組みの支援により、国の基本方針で示された目標達成を目指す。
最終処分量	排出抑制及び資源化の取組みの積極的な支援により、現計画の平成 32 年度目標の達成を目指す。

●国の基本方針（参考）

平成 32 年度発生量を平成 24 年度比で 3%増加に抑制、平成 32 年度再生利用量の発生量に占める割合を 56%、平成 32 年度最終処分量を平成 24 年度比で 1%削減とする。

4 改定後の主な施策

- ・ 2（2）の課題に対応するため、現計画の取組方針（「循環型社会の形成」「生活環境の保全」「不適正処理対策の推進」）を維持しつつ、新たに取り組む必要がある施策の追加等の見直しを行った。
- ・ 改定後の主な施策の体系は、次のとおりである。
（見直し後に、新たに取り組む項目については、**新**と表記している。）

【取組方針 1】循環型社会の形成

【施策 1】ごみ減量化の推進

○家庭ごみ減量の推進

新食品廃棄物（食品ロス）削減（県民意識の啓発、市町村施策の支援）

新リサイクル施設の見学など体験型学習会の開催

ごみ減量化に関する情報発信

○グリーン購入（環境にやさしい買い物）の推進

・ 東海三県一市グリーン購入キャンペーンの実施

○環境教育・環境学習の推進

新市町村や市民団体と連携した、より効果的な環境学習のあり方の検討

【施策 2】リサイクルの推進

○各種リサイクル法の円滑な推進

新引取義務外の廃家電製品や使用済小型家電製品の回収体制整備の助言

○多量に排出される産業廃棄物の再資源化の促進

○リサイクル製品の利用推進

【施策 3】一般廃棄物の適正処理の推進

○一般廃棄物処理施設への立入検査、施設整備等に対する支援

○一般廃棄物の再資源化・最終処分量削減に向けた取組み支援

【施策 4】産業廃棄物の適正処理の推進

○産業廃棄物処理施設への立入検査の強化

○排出事業者、処理業者の関係法令等の理解の促進

新廃棄食品の不正転売事案を受けた監視体制の強化

新電子マニフェストの利用促進

新優良産業廃棄物処理業者認定制度の利用促進

○産業廃棄物処理施設設置に係る合意形成を図るための手続条例の適正運用

新【施策 5】有害廃棄物の適正処理の推進

新高濃度 PCB 廃棄物の処理促進（保管状況の把握、広報）

新水銀廃棄物の適正処理に向けた情報提供、助言

【取組方針 2】生活環境の保全

【施策 1】環境美化の推進

- 県内一体となった環境美化運動の推進
- 新 県内の環境美化活動団体との連携、活動情報の発信

【施策 2】災害廃棄物処理対策の推進

- 新 市町村における災害廃棄物処理計画の策定支援
- 隣接県等との支援体制の整備
- 災害時における支援体制の確立
- 新 災害廃棄物に関する情報の発信

【取組方針 3】不適正処理対策の推進

【施策 1】不法投棄等の不適正処理対策の推進

- 通報体制の整備
- 不適正処理事案の公表
- 関係機関との連携
- 監視活動の実施
- 新 廃棄食品の不正転売事案を受けた監視体制の強化（再掲）
- 岐阜県埋立て等の規制に関する条例の的確な運用

5 計画の推進と進行管理

(1) 進捗状況の把握

施策の進捗状況を確認するとともに、廃棄物の発生量、再生利用量及び処分量の動向の推計と目標値の達成状況の見込みの把握を行う。

(2) 計画の進行管理

環境審議会廃棄物・リサイクル部会において、施策の実施状況や見直しの検討等、計画の進行管理を行う。

(3) 計画の見直し

目標値設定の前提となる社会経済情勢の変化、廃棄物関連制度に係る大きな改正又は国の基本方針の改正等があった場合には、必要に応じて見直しを実施する。